

芦屋国際文化住宅都市建設計画について



発行所 芦屋市役所
発行人 内海増藏
編集人 西田新開
印刷所 阪神芦屋新聞社
(毎月一回廿日発行)

専門委員会設置

について

芦屋市を明るく住みよ

くする

国際文化住宅都市建設

計画を立てるための

さきに市民各位の住民投票によつて、芦屋国際文化住宅都市建設法が本市に施行されましたことは、本市が他都市と違つて文化的であり健康住宅都市であることが、明確に立證されたものでありまして、今後の本市の目標が定められたのであります。

市に於ては市民の要望に應えて、一日も早く文化住宅都市として、明るく住みよい街にするために、いろいろ調査研究を續けています。

しかし乍ら都市建設事業は、何分大事業でありまして学校、住宅、道路、屎尿処理、上下水道工事や社會施設等を建設していくためには莫大な経費を要します。

財源乏しい折柄、これ等の事業を一舉に完成することは至難なことでありまして、これらの諸事業を合理的に有効に遂行するためには、どうしても総合的な建設計画を立てる必要があります。

その計画立案することによつて年次計画を作り、毎年々々順序正しく事業の輕重に應じて建設事業が實施されることとなります。

市の建設計画は建設省の決定を受けるのでありまして事業實施の際は市負担の外に国庫補助金が下付され、起債が許可される譯ですから、事業の進捗範囲が拡大されることとなります。

市に於きましては、前述の建設計画を樹立することが焦眉の急でありまして、しかも市民の福利増進を図るために理想的な計画でなければなりません。

茲に於て都市建設の専門家や學識経験者の知識をとり入れて、計画自体をより立派にする目的を以て、市の諮問機関として専門委員会を依頼してあります。この専門委員会は地方自治法に定められてありまして、市長が市政を遂行する場合に、必要に應じて學識経験を、市長の諮問機関とするのでありまして、市議會の委員會のように

臨時特集號

事件を審議決定するものではありません。

市に於てはこれらの學識経験者の意見をきいて、市の實情に即するように、有効適切な計画をするのであります。この計画も實施することのできる計画でなければなりません。

又都市建設を遂行するためには、市民各位の御協力がなければ絶体不可能であります。何故ならば市民の皆様の都市を建設するのであります。市關係者だけの建設はできる筈がありません。

これがためには、前述の建設計画の成案ができましたら、市議會に諮ることは勿論ですが、市民各位の御判断を求め御諒承を得るためにお知らせするよう取計らいます。

最後にお願ひ申上げたいと存じますが、都市の建設計画はあくまで財政事情の許す範囲に於て、市民の皆様のために街をよりよくするのであります。無暗に街を變形したり、奇想天外な思ひつきを盛り上げたりするものでないことを御承知下さい。(参照)地方自治法 第一七四條 普通地方公共団体は常設又は臨時の専門委員を置くことができる。

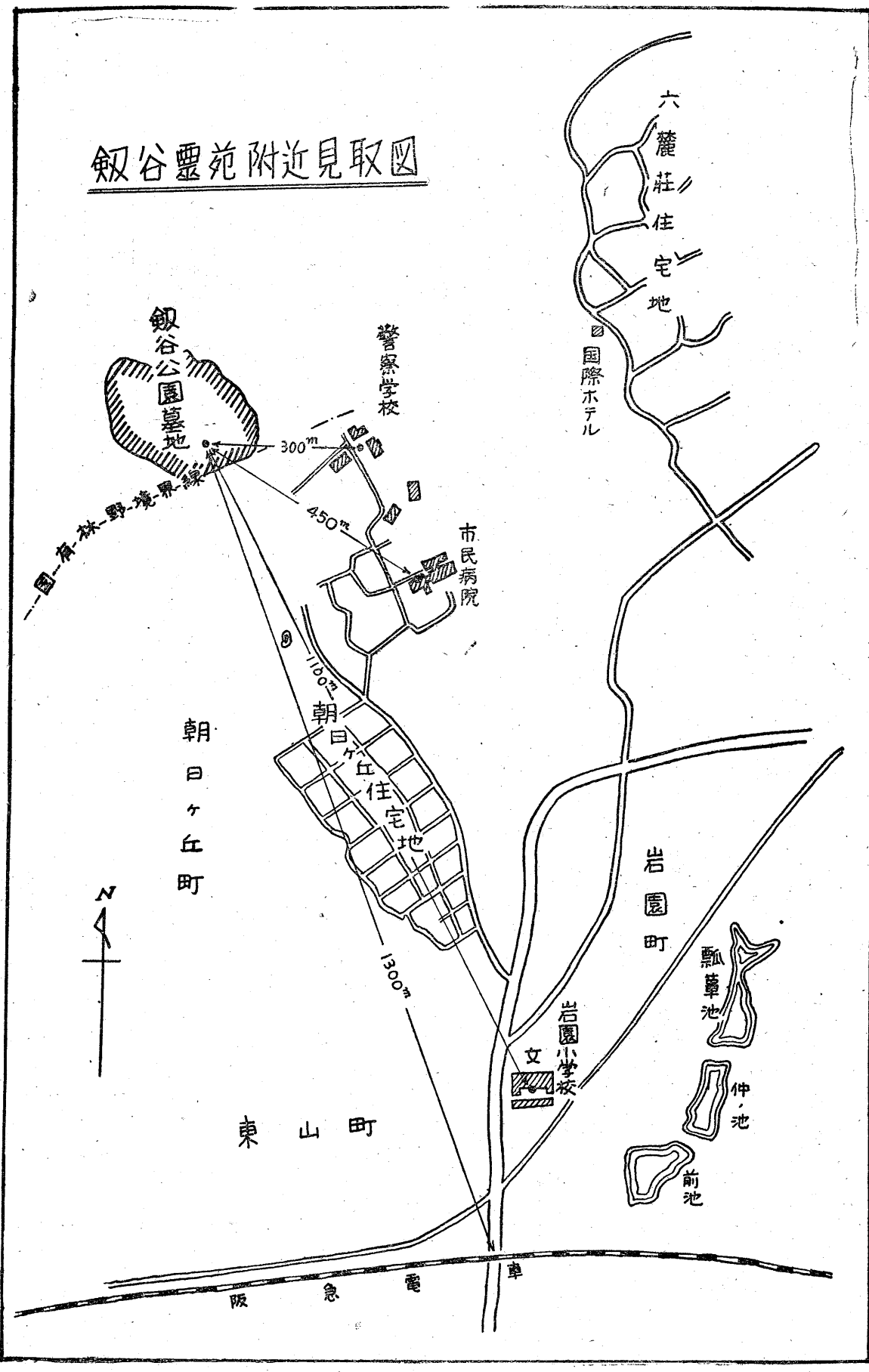
墓地申込の予約について

豫ねて市民有志の熱望もあり市民各位の永住の地として芦屋市に相應しい墓地の建設を計画してありましたが、過般漸く建設省の緑地協会の手によつて設計図が出来上り、場所も市街の北部青松に抱かれ眺望絶佳の国有地を卜して既に苑路建設に着手して居ますので、茲數年を経たらずに完備した公園式の墓地が皆様の眼前に出

現することでしょう。墓地建設の大略を申述べますと、總坪數約三万六千坪の内普通墓地約六千坪、芝生墓地約二千坪、横穴式約三千坪、名譽墓地約千坪でありまして、この外に管理所、休憩所、集會所、納骨堂、便所等の諸施設を設立致しまして墓地を連絡する自動車道路、給水施設、排水施設等を

施工して其の間に綠樹を以つて美化して公園式として清雅な感じを與える事でしょう。この墓地の分譲については完備を待つまでもなく、苑路の進捗につれて豫約申込を受付けて行く積りであります。本年中頃には受付を開始する豫定であります。尙開始の時期については弘報紙又は市内掲示板及び新聞紙によつて市民の皆様にお知らせ致しますが、豫め御諒承下さい。

図取見附近苑靈谷



地域決定のお知らせ

芦屋市の都市計画に、地域を決定する事は都市計画法に定められています。市民各位の御承知の通り本市は健康的な住宅都市として今日まで発展して来まして、神戸や尼崎大阪等商工都市とは異なり市中には工場の煙突一本もない明るい住みよい街であります。この芦屋市が市民皆様の住宅都市として何時までも清潔と明朗な景観を維持する為めには地域を決定して置く事が必要であります。

さて地域の種別には住居地域、商業地域、工業地域等がありますが、本市の性格から判断して別図の通り一部の商業地域を除く外は全部住居地域でありまして、その中に風致地区、住居専用地区が指定せられました。

尚商業地域と住居地域の区別を説明致しますと、商業地域内には小工場（原動機を使用する工場で床面積五十平方メートル以下のも）劇場、映画館、演芸場、待合、キャバレー、舞踏場その他これに類するもの等は許可されませんが住居地域には許可されません。商店、学校、公共施設等は住居地域内でも設置されて差支えありません。

以上地域決定が今般建設省から告示されました一月十五日から効力を発生してまいりますから御承知願います。

この決定による指定面積及び百分率は次の通りであります。

地域名	変更前の面積	%	変更後の面積	%	摘要
住居地域	五七三〇〇	九八・八	六九七〇〇	九六・五	
商業地域	七〇〇	一・二	二五〇〇	三・五	
計	五八〇〇〇	一〇〇・〇	七二二〇〇	一〇〇・〇	

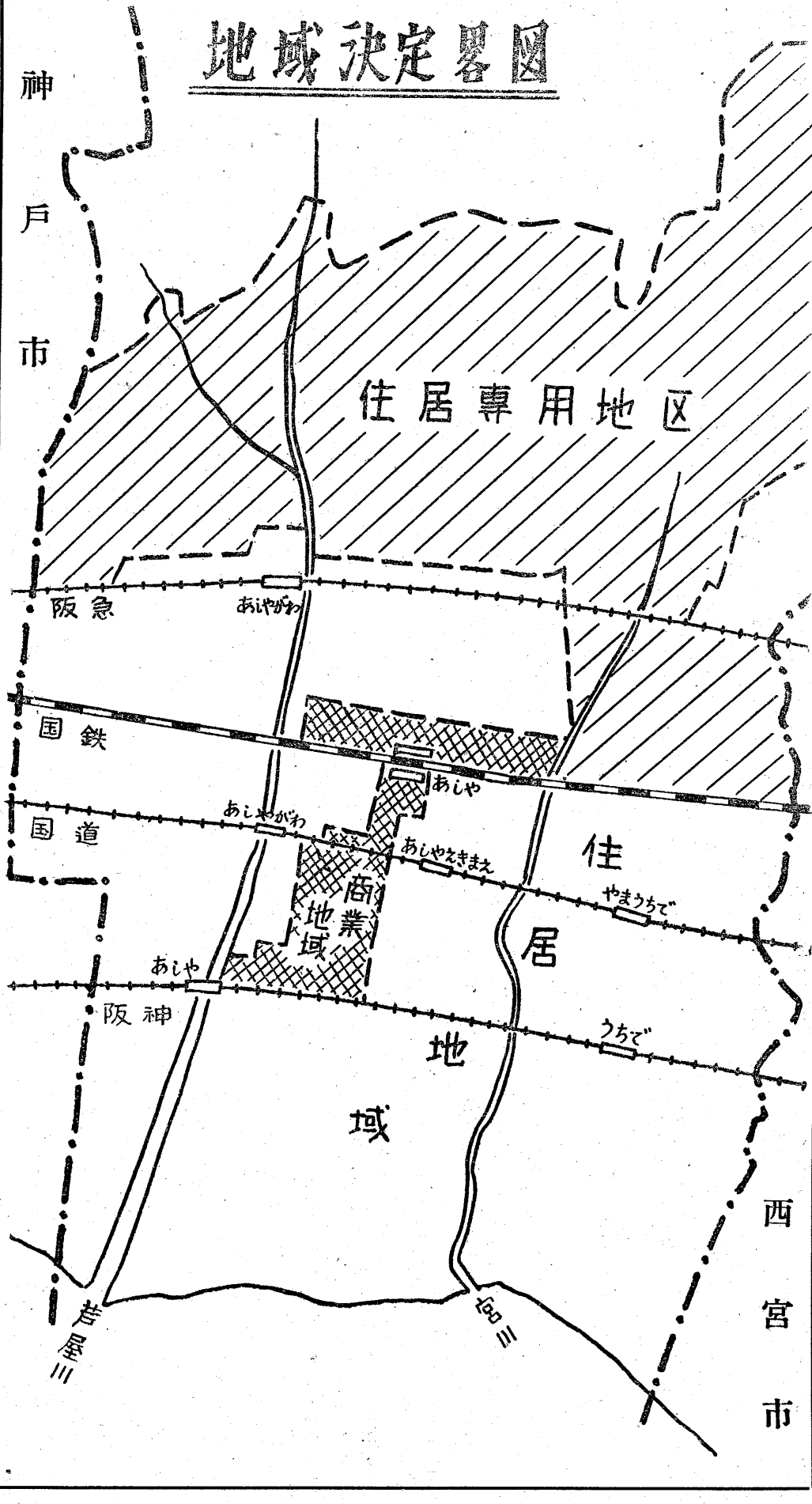
地区名	面積	%	摘要
住居専用地区	三三二〇〇	四六・二	上記%は住居地域内に於けるものを示す

(別表第一) 用途地域内の建築物の制限

(註) 別表用途地域内の建築物の制限表を御参照下さい。

- (一) 項に掲げるもの及び準工業地域内に建築してはならない建築物
- (二) 原動機を使用する工場で作業上の床面積の合計が五十平方メートルをこえるもの
- (三) 左の各号に掲げる事業を営む工場
- (四) アセチレンガス発生器を用いる金属の工作馬力数の合計が〇・二五以下の原動機を使用する塗料の吹付
- (五) 原動機を使用する二台以下の研磨機による金属の乾燥研磨(工具研磨を除く)
- (六) コルク、エポナイト又は合成樹脂の粉砕又は乾燥研磨で原動機を使用するもの
- (七) 木材の引割若しくははかんな削、裁縫、織、ねん糸、組ひも、編物、製袋又はやすりの目立で馬力数の合計が一をこえる原動機を使用するもの
- (八) 印刷、製針又は石材の引割で馬力数の合計が二をこえる原動機を使用するもの

地域決定畧図



(三) 商業地域内に建築してはならない建築物

- 計が二をこえる原動機を使用するもの
- 四、床面積の合計が五十平方メートルをこえる自動車庫
- 五、劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- 六、待合、キャバレー、舞踏場その他これらに類するもの
- 七、倉庫業を営む倉庫
- (一) 準工業地域内に建築してはならない建築物
- (二) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が百五十平方メートルをこえるもの(日刊新聞の印刷所を除く)
- (三) 左の各号に掲げる事業を営む工場
- (四) がん具用普通火工品の製造
- (五) アセチレンガスを用いる金属の工作(アセチレンガス発生器の容量三十リットル以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く)
- (六) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング又はドライダイニングセルロイドの加染加工又は機械のこぎりを使用する加工
- (七) 印刷用インキ又は給具の製造
- (八) 馬力数の合計が〇・二五をこえる原動機を使用する塗料の吹付
- (九) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
- (十) 骨炭その他動物質炭の製造
- (十一) 羽又は毛の洗じよう、染色又は漂白
- (十二) ぼろ、くす綿、くす紙、くす糸、くす毛その他これらに類するもの、消毒、選別、洗じよう又は漂白

(別表第二) 専用地区内の建築物の制限

- 一、住居又は住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
- 二、共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 三、学校、図書館その他これらに類するもの
- 四、神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 五、養育院、託児所その他これらに類するもの
- 六、公衆浴場
- 七、診療所
- 八、前各号の建築物に附属するもの
- (一) 製綿、古綿の再製、起毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの
- (二) 骨、角、きば、ひずめ若しくは貝がらの引割若しくは乾燥研ま又は三台以上の研ま機による金属の乾燥研まで原動機を使用するもの
- (三) 鉄物、岩石、土砂、硫黄、金属、ガラス、れん瓦、陶じ器、骨又は貝がらの粉砕で原動機を使用するもの
- (四) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- (五) 活字又は金属工製品の鑄造(印刷所における活字の鑄造を除く)
- (六) 瓦、れん瓦、土器、陶じ器、人造と石、つぼ又はほうろくろ鉄器の製造
- (七) ガラス製造又は砂吹
- (八) 動力つちを使用する金属の鍛造